



練馬区 災害時のごみの出し方



©2011練馬区ねり丸

災害時には、被災家屋の片付けにより生じる廃棄物や損壊家屋等の解体・撤去により発生する廃棄物に加え、避難所や家庭から排出される生活ごみ等を同時に処理する必要があります。一日も早い復旧・復興のためには、災害により発生するごみを分別して、正しく処理することが不可欠です。区民の皆様もご協力をお願いします。



(熊本地震での集積所の状況)

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

1 災害時に発生する廃棄物とは

災害時に発生する廃棄物は、「災害廃棄物」と「生活ごみ」のふたつに大きく分類されます。

(1) 災害廃棄物

災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）や損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物）です。

(2) 生活ごみ

家庭や避難拠点等から排出されるものです。家庭では、平常時と同様に発生します。

2 区民の皆様へのお願い

地震が起きた時、家庭から出るごみはどうしたらよいですか？



通常の資源・ごみの収集を一時的に休止する場合があります。発災後は区からののお知らせに注意してください。

区からののお知らせはどのように確認できますか？

防災行政無線、区公式ホームページ、区公式SNS、練馬区資源ごみ分別アプリ等でお知らせする予定です。



地震で壊れた家具等はどのように処理したらよいですか？

区が設置する「粗大ごみ一時置場」と呼ばれる仮置場に持ち込んでください。自分で運べない場合は、回収方法が決まり次第お知らせしますので、自宅の敷地内で保管してください。



粗大ごみ一時置場の場所は決まっていますか？

「練馬区災害廃棄物処理計画」に現時点での候補地の一覧を掲載しています。被害の状況に応じて、この中から必要な分を開設します。



地震が起きた時でも、分別は必要ですか？

ごみは種類ごとに処理方法が異なるため、災害時でも分別が必要です。早期の災害復旧のため、ご協力をお願いします。

練馬区 災害時のごみの出し方 令和7年（2025年）9月発行
練馬区環境部清掃リサイクル課計画調整係
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階
電話：03-5984-1095 FAX：03-5984-1227



練馬区災害廃棄物
処理計画はこちら